



佐賀県公報

平成16年
7月30日
(金曜日)
第 12487号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- 解除予定保安林
- " "
- 公 告

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症予防計画の変更

○貸金業者の登録の取消

○都市公園の区域の変更

○県営千代田中央地区土地改良事業計画決定

公安委員会事項

○落札者等の公示

○警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施

○ 告 示

(公 告) 三

- 佐賀県告示第五百七号
 - 一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所
佐賀郡富士町大字畠瀬字千田ヶ原一の一 (次の図に示す部分に限る。)
 - 一の一七、一の一八
 - (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (三) 解除の理由
ダム用地及びダム事業用地とするため。
- 二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所
佐賀郡富士町大字関屋字鶴四六四〇の二・四六九五の一・四六九五の二・四六九七 (以上四筆国有林)、四六四〇の一、四六五六、四六五七、四六九一の一、四六九四、四六九六、四七一〇、四七一一 (次の図に示す部分に限る。)、四七一三、四七二一
- (二) 保安林として指定された目的
ダム事業用地とするため。
- (三) 解除の理由
ダムの流出の防備

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
佐賀郡富士町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

佐賀県知事 古 川 康

- 三 解除の理由
無線施設用地とするため。

(「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課並び

（に幅十厘役場に體へ臍こト達諭に詔ハル。）

○ 公 告

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第3項の規定により、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を変更したので、同条第5項の規定により公表します。

なお、佐賀県健康福祉本部健康増進課及び県内各保健所において閲覧することができます。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古川 康

次の貸金業者について、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）

第37条第1項第1号及び貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一一部を改正する法律（平成15年法律第136号）附則第7条の規定により、平成16年7月22日貸金業者の登録を取り消した。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）第13条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更します。

なお、関係図書は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供します。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古川 康

佐賀城公園

1 都市公園の名称

佐賀城公園

2 都市公園の区域

変更前 佐賀市城内一丁目3番、4番1、4番2、5番、6番、63番、

107番1、228番から230番まで、232番1、233番1、233番2、234

番、259番4、317番1、318番、319番1及び327番1、城内二丁目

1番、6番1、7番から9番まで、27番、337番、342番から345番

まで、415番3及び423番1、水ヶ江一丁目268番から271番まで及び

291番、水ヶ江三丁目121番1、鬼丸町159番2、160番1、160番2、163番及び164番、赤松町220番、221番1及び221番2並びに与賀町

1番及び2番

変更後 上記に「佐賀市城内二丁目377番から384番まで、385番1、385番

平成16年7月30日（金）

署名 賀佐

- (3) 主たる営業所等の所在地 佐賀市巨勢町大字牛島569番地1
- (4) 登録番号 佐賀県知事(1)第00840号
- (5) 登録年月日 平成15年7月17日

- 3 (1) 商号又は名称 神埼クレジット
- (2) 氏名 山本哲也

- (3) 主たる営業所等の所在地 佐賀市松原三丁目3-7 増田ビル3F
- (4) 登録番号 佐賀県知事(1) 第00829号
- (5) 登録年月日 平成14年12月19日

○ **総括算明書**

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年7月30日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 中 村 好 久

2、386番1、415番1、415番2及び416番から422番まで」を追加する。	3 入札公告を行った日 平成16年5月10日
3 供用開始の期日 平成16年8月1日	4 落札者を決定した日 平成16年6月28日
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（湛水防除 クリーケ防災機能保全対策）千代田中央地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。	5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 N S共同企業体 代表者 日本電気株式会社佐賀支店 支店長 岩夫 昭典 (2) 住所 佐賀県佐賀市駅南本町5番1号
1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（湛水防除 クリーケ防災機能保全対策）千代田中央地区の土地改良事業計画書の写し	6 落札金額 77,910,000円
2 縦覧の期間 平成16年8月2日から平成16年8月27日まで	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県警察本部会計課 (2) 所在地 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
3 縦覧の場所 千代田町役場	
警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。	平成16年7月30日 1 講習の種別及び期日 (1) 警備員指導教育責任者講習
1 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札	佐賀県公安委員会 委員長 井 田 出 海
2 落札に係る調達物件の名称及び数量	

平成16年9月6日（月曜日）から平成16年9月10日（金曜日）までの5日間（毎日とも午前9時から午後5時まで）

(2) 機械警備業務管理者講習

平成16年9月1日（水曜日）から平成16年9月3日（金曜日）までの3日間（毎日とも午前9時から午後5時まで）

2 実施場所

佐賀郡大和町大字久池井3227番地

ユースビア佐賀

3 受講対象者

(1) 警備員指導教育責任者講習は、次のいずれかに該当する者を対象として

行います。

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。

以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

(2) 機械警備業務管理者講習については、受講対象者に制限はありません。

4 受講定員

(1) 警備員指導教育責任者講習

50人（予定）

(2) 機械警備業務管理者講習

20人（予定）

5 申込期間、申込先等

(1) 申込期間

ア 警備員指導教育責任者講習

平成16年8月9日（月曜日）から平成16年8月20日（金曜日）までの
午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除
きます。

イ 機械警備業務管理者講習

平成16年8月4日（水曜日）から平成16年8月17日（火曜日）までの
午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除
きます。

(2) 申込先

佐賀県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による申込みは受け付けません。

6 申込手続

(1) 受講しようとする講習の受講申込書2通に必要事項を記入のうえ、写真
(受講申込み前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、無背景で、
縦3センチメートル横2.4センチメートルのもの)をそれぞれはり付け、
申込先に提出してください。

(2) 警備員指導教育責任者講習の受講申込みについては、3の(1)に掲げる受
講対象者に該当することを証明する次に掲げる書類を2通の受講申込書そ
れぞれに添付してください。

ア 3の(1)のアに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定
の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 3の(1)のイに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証の写し

ウ 3の(1)のウに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証の写し及び警
備業務従事証明書

7 講習の手数料の額、納付方法等

(1) 講習の手数料は、警備員指導教育責任者講習は37,000円、機械警備業務管理者講習は38,000円です。

(2) 手数料は、講習の初日に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、講習を受けなかった場合でも返還はできません。

8 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

9 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具及びノート類を持参してください。

(2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話
代表0952-24-1111 内線3033）に問い合わせてください。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年七月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)